

島根県獣医師職場体験実習実施要領

制 定	平成 20 年 6 月 13 日付け農畜第 2695 号
一部改正	平成 21 年 6 月 18 日付け農畜第 1659 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日付け食 第 1306 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日付け畜 第 112 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日付け畜 第 1115 号
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日付け農畜第 348 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け農畜第 141 号
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日付け畜 第 38 号
一部改正	令和 6 年 7 月 11 日付け畜 第 343 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日付け畜 第 154 号
一部改正	令和 8 年 1 月 14 日付け畜 第 778 号
一部改正	令和 8 年 4 月 1 日付け畜 第 96 号

(目的)

第 1 この要領は、獣医系大学（別表 1）に在籍する学生又は既卒者と獣医師（以下、受講者という）を対象とし、島根県の獣医師職場等を体験することにより、獣医師としての職業意識の啓発に資するとともに、島根県職員業務及び産業動物臨床業務への理解を深めることを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

(実習の期間)

第 2 実施の期間は、次のとおりとする。

- (1) 毎年 7 月から 9 月までの期間（定期実習）
- (2) 毎年 2 月から 3 月までの期間（定期実習）
- (3) 受講者が希望する期間（オンデマンド実習）

(実習機関および内容等)

第 3 受講者を受け入れる実習機関及び内容等は、別表 2 のとおりとし、実習機関については受講者の意向を確認の上、畜産課、薬事衛生課、「島根県産業動物獣医療の強化並びに獣医師の育成連携協定」（以下、連携協定という）締結先及び各実習機関が協議し決定する。

(実習人数)

第4 受講者数は畜産課長並びに薬事衛生課長が協議の上、別に定める。

(実習の要件)

第5 実習への参加は、獣医系大学(別表1)に在籍する学生又は既卒者と獣医師で、次の書類を畜産課長に提出した者とする。

(1) 島根県獣医師職場体験実習受講願書(様式第1号)

(2) 獣医師職場体験参加学生の取り扱いに関する協定書(様式第2号)(既卒者及び獣医師は不要)

(3) 誓約書(様式第3号)

(事故責任等)

第6 受講者は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 受講者は、故意又は過失をもって県又は第三者に対して損害を与えた場合は、責任を負わなければならない。

(実習に当たっての経費助成)

第7 県は、受講者に対して、報酬・賃金、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。ただし、実習の実施に伴い旅行するときは、旅費を県が助成するものとし、その額は別表3のとおりとする。なお、予算状況によっては一切の助成を行わない場合もある。

2 県は、実習機関が受講者を受け入れるに当たって必要な経費が発生するときは、実習機関と協議の上、その一部又は全部を助成することができる。

(実習の記録)

第8 実習の実施状況を確認するため、実習機関の長は受講者に実習報告書(様式第4号)を提出させることができる。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別途畜産課長と薬事衛生課長が協議の上、別に定めるものとする。

2 「連携協定」に基づき、県と大学が共催で実習を行う場合に必要な事項は、県と当該大学が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 13 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 18 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 11 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

北海道大学獣医学部共同獣医学課程 帯広畜産大学畜産学部獣医学ユニット 岩手大学獣医学部共同獣医学科 東京大学農学部獣医学課程 東京農工大学農学部共同獣医学科 岐阜大学応用生物科学部共同獣医学科 鳥取大学農学部共同獣医学科 山口大学共同獣医学部	宮崎大学農学部獣医学科 鹿児島大学共同獣医学部獣医学科 大阪公立大学獣医学部獣医学科 酪農学園大学獣医学群獣医学類 北里大学獣医畜産学部獣医学科 麻布大学獣医学部獣医学科 日本大学生物資源科学部獣医学科 日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 岡山理科大学獣医学部獣医学科
--	---

別表 2

実 習 機 関	実 習 内 容
(1) 農林水産部	
① 畜産課	
家畜衛生係	・農林水産部の組織体制に関すること ・畜産課の業務に関すること
家畜病性鑑定室	・家畜疾病の病性鑑定及び試験研究に関すること ・畜産物の品質検査に関すること
②農林水産振興センター 家畜衛生部	・家畜伝染病予防のための各種検査等に関すること ・家畜衛生推進指導に関すること
③畜産技術センター	・肉用牛、乳用牛の飼養管理技術及び試験研究に関すること ・和牛の育種、種雄牛の造成に関すること ・飼料、堆肥処理の技術及び試験研究に関すること
(2) 健康福祉部	
① 薬事衛生課	
獣医衛生管理室	・健康福祉部の組織体制に関すること ・薬事衛生課業務に関すること
②保健所	・食品衛生に関すること ・動物の愛護及び管理に関すること ・感染症に関すること
③保健環境科学研究所	・食品衛生法に基づく検査に関すること ・食中毒・感染症の病原体検査に関すること
④食肉衛生検査所	・と畜検査に関すること ・と畜検査に係る精密検査に関すること
(3) その他	
① 県と連携協定を締結した獣医療機関及び農場	・各機関及び農場の業務に関すること
② その他畜産課長または薬事衛生課長が必要と認める機関及び農場	・各機関及び農場の業務に関すること

別表 3

旅費の額（ただし、一人につき年度内一回までの助成とする）
(1) 宿泊費（実習開始日前日～実習最終日） 実費（ただし、職員の旅費に関する条例第 19 条に定める額を上限とする） なお、宿泊先は県が指定するものとする。
(2) 交通費 実費（ただし、60,000 円を上限とする。）
【対象経費】 次の区間の移動に係る経費 ・ 出発地から目的地まで ・ 目的地間 ・ 目的地から帰着地まで
【留意事項】 ・ 出発地及び帰着地は、自宅や実家など必然性がある地点とする。 ・ 目的地は、県内宿泊地又は実習機関とする。 ・ 移動は、経路及び交通手段が合理的であるものを対象とする。 ・ 鉄道、船舶、航空機、高速バス等の公共交通機関（タクシーを除く）の料金を対象とし、自家用車やレンタカーでの移動経費は対象外とする。 ・ 鉄道賃、船賃及び航空賃については、職員の旅費に関する条例第 14 条、15 条及び 16 条に定めるものを対象とする ・ 領収書の発行が可能なものに限る。ただし、委任による代理人請求と精算の場合はこの限りではない。

島根県獣医師職場体験実習受講願書

年 月 日

島根県 農林水産部 畜産課長 様

大学名または住所（学生以外は居住地の住所を記載）

氏 名

島根県獣医師職場体験実習実施要領の規定に従い下記のとおり申請します。

記

- 1 実習実施機関 （日程表の添付は県で行います）
別添日程表のとおり
- 2 実習期間
年 月 日～ 年 月 日
- 3 宿泊先 （宿泊先が自宅の場合は「自宅」と記載し、4の記載は不要です）
- 4 宿泊期間
年 月 日～ 年 月 日

獣医師職場体験参加学生の取扱いに関する協定書

島根県農林水産部畜産課長（以下「甲」という。）と _____
（以下「乙」という。）は、獣医師職場体験に参加する学生（氏名： _____
__）の取扱いに関して、次のとおり協定する。

（実習生の受入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生（以下「学生」という。）の職業意識の向上及び
県政に対する理解を深めることを目的として、学生を自治体体験実習生（以
下「実習生」という。）として受け入れるものとする。

（受け入れ機関：別紙日程表による）

（実習内容、期間等）

第2条 獣医師職場体験の内容は受け入れ先の担当と学生が協議の上決定する。

2 実習期間は、 _____ 年 月 _____ 日～ _____ 月 _____ 日とする。ただし、実習機
関の都合により甲乙協議の上、期間を変更することができる。

3 実習を行う時間は、甲に所属する職員に適用される勤務時間の例による。

（服務）

第3条 実習生は、受け入れ先担当の指示に従い、実習期間中は実習に専念しなけ
ればならない。

2 実習生は、甲の職務及び島根県職員の信用を傷つけ、又は不名誉となるよ
うな行為をしてはならない。

3 実習生は、獣医師職場体験で知り得た秘密を、参加中はもとより、終了後
においても漏らしてはならない。

4 実習生は、前3項の規定を遵守するため、甲に対して、別紙様式により誓
約書を事前に提出しなければならない。

5 甲は、実習生が前4項の規定に反する行為を行ったときは、実習を中止す
ることが出来る。

（事故責任）

第4条 実習生は、実習期間中の事故に備え、自己の責任において災害傷害保険等
に加入しなければならない。

2 出勤又は退庁の途中に生じた事故、災害については甲の責めに帰さない。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、締結の日から発効する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙が両者記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 島根県農林水産部畜産課長

印

乙 (学長、部長、学科長、学務課長など)

印

誓約書

年 月 日

島根県農林水産部畜産課長 様

大学名または住所（学生以外の場合は住所を記載）

氏 名

このたび私が島根県の獣医師職場体験に参加するにあたっては、下記の事項を遵守し、誠実に実習を行うことを誓います。

記

- 1 私は、獣医師職場体験期間中は、島根県の指示及び受け入れ先担当の指導に従い実習に専念します。
- 2 私は、実習生として、島根県及び島根県職員の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為はしません。
- 3 私は、実習上知り得た秘密を実習中及び実習終了後においても一切外部に漏らしません。
- 4 私は、実習中の事故に備えて、災害傷害保険に加入します。

島根県獣医師職場体験実習報告書

1 受講者・受講期間

住所		受講期間	～
氏名			

2 実習の感想

感	想
実習機関名称：	
実習機関名称：	
実習機関名称：	

島根県獣医師職場体験実習報告書

氏名	
----	--

感	想
実習機関名称：	
実習機関名称：	
実習機関名称：	

※欄が不足する場合は適宜追加してください。

3 実習にかかる経費

(1) 交通費 (往復 ・ 往路のみ ・ 復路のみ) 該当箇所には○印

項 目	額
① 交通費の合計金額	円
② 県以外からの交通費支給額 (県以外から交通費が支給された場合その額)	円
③ ①-② (自己負担額)	円
④ 交通費助成額 (①と③を比較して低い方。ただし 6 万円を超える場合は 6 万円とする)	円

(2) 宿泊費

項 目	額
⑤ 宿泊費の合計金額	円
⑥ 県以外からの宿泊費支給額 (県以外から宿泊費が支給された場合その額)	円
⑦ ⑤-⑥ (自己負担額)	円
⑧ 交通費助成額 (⑤と⑦を比較して低い方)	円

(3) 合計助成額 _____ 円

(4) 添付書類 (貼付してください)

- ①助成金振込先の口座通帳 (見開き 1 枚目) 又はキャッシュカードのコピー
②交通費等を支払ったことを証明する書類 (領収書等の原本またはオンライン決済のコピー)

※宛名、日付、金額が記入されているか、必ず確認してください。

※領収書等の原本を提出することが難しい場合は写しでも可

《証明する書類の例》

- ・交通費及び宿泊費に係る領収書 (宛名は申請者者名義)
- ・クレジットカードの明細 (申請者のものと判断でき、内訳がわかる書類が必要)
- ・IC カードの利用明細
- ・切符 (金額の印字があるもの)

委任状

下記の者を代理人と定め、次のことを委任します。

委任事項： 島根県から支払われる 年 月 日から 年 月 日
までの旅費の請求と精算について。

記

代理人：島根県農林水産部畜産課
畜産企画係

年 月 日

委任者 住所：

氏名：